なお、当該経験が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものは、実績として認めない。

ウ　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

エ　配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。

オ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

カ　上記アからオまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。

④　既存ストックを活用する工事を行う者は、四国地方整備局における平成29・30年度「通信設備工事」の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていることに加え、以下のいずれかの条件を満足していること。

ア　建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け評価点数が1,000点以上を有すること。

イ　既存ストック所有者より業務委託受注の実績のある会社であること。

ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。

①　四国地方整備局における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

②　平成14年４月１日以降に元請けとして、同種工事の工事監督を支援した実績を有すること。同種工事とは、２⑷②に示す工事をいう。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。但し、点検業務のみを実施する者は次の①及び②の要件を、台帳作成・管理業務のみを実施する者は次の①の要件を、補修業務のみを実施する者は次の③の要件を満たせば良いものとする。また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　四国地方整備局における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

②　平成14年４月１日から平成29年３月31日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。

③　四国地方整備局における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」に係る「A等級」又は「B等級」若しくは「維持修繕」に認定されている者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　応募者は、入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、以下の⑵によって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑵　応募者からの事業提案を選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合は、その部分は採点の対象としない。

①　事業提案が要求水準（必須項目）をすべて充足しているかについて審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない場合は欠格とする。適格者については、基礎点（600点）を付与する。

②　事業提案のうち四国地方整備局が特に重視する項目（加算点項目）について、その事業提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点（最高点400点）を付与する。加算点項目は、事業者選定基準による。

⑶　上記３⑴において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３番33号　国土交通省四国地方整備局総務部契約課購買第一係　ＴＥＬ087―851―8601（代表）内線2536　ＦＡＸ087―811―8403

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成29年10月31日から平成30年１月24日まで。国土交通省四国地方整備局ホームページ（http://www.skr.mlit.go.jp）にて交付する。なお、本入札公告及び入札説明書については、上記４⑴で書面により交付する。

⑶　第一次審査資料（参加表明書及び参加資格審査）の提出期間、場所及び方法　平成29年11月１日から平成29年11月29日までの平日、午前９時00分から午後５時00分まで。提出場所は上記４⑴に同じ。なお、持参又は郵送（書留郵送に限る。）することとし、郵送による提出の場合は上記の受領期限までに必着させること。

⑷　入札書及び第二次審査資料（提案書）の提出期限、場所及び提出方法　平成30年１月24日午後５時00分まで。提出場所は上記４⑴に同じ。なお、持参又は郵送（書留郵送に限る。）することとし、郵送による提出の場合は、上記日時までに必着させること。

⑸　開札の日時及び場所　平成30年２月26日午後１時30分

〒760―8554 香川県高松市サンポート３番33号国土交通省四国地方整備局入札室

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除する。

②　契約保証金　納付する。

四国地方整備局は、事業契約に基づいてＰＦＩ事業者が実施する本事業の履行を確保するため、以下のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

ア　会計法第29条の９第１項に基づく契約保証金の納付

イ　会計法第29条の９第２項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

ａ　契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

ｂ　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）」第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ　会計法第29条の９第１項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

ａ　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する合計額の10分の１以上とする。